

○石垣市民会館の設置及び管理に関する条例

昭和61年3月31日

条例第4号

改正 平成2年3月31日条例第2号

平成3年3月29日条例第6号

平成8年6月24日条例第19号

平成11年3月29日条例第1号

平成18年3月30日条例第11号

平成20年9月22日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、芸術文化の鑑賞、交流、創造及び市民生活の文化的向上に寄与するため、市民会館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に市民会館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石垣市民会館	石垣市浜崎町1丁目1番2

(使用許可)

第3条 石垣市民会館(以下「市民会館」という。)及びその附属設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた内容を変更するときも同様とする。

(平2条例2・一部改正)

(許可条件)

第4条 市長は、前条の許可を与える場合において管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 市民会館の使用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

- (4) 市民会館の管理運営上支障があるとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(平2条例2・平8条例19・平20条例29・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、市民会館を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用の許可を取消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力により市民会館の使用ができなくなったとき。
- (3) 正当な手続によらないで使用の目的、内容等を変更したとき。
- (4) 第6条各号の一に該当するに至ったとき。
- (5) 市長が管理上特に必要と認めたとき。

2 前項に基づく使用許可の取消し、制限又は停止によって使用者が被った損害については、市はその責めを負わない。

(平20条例29・一部改正)

(使用料)

第9条 市民会館の使用料は別表のとおりとする。

- 2 市民会館の利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、附属設備使用料については、使用後に納付することができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平2条例2・一部改正)

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第11条 市民会館の利用者は、市長の許可を受けて、特別の設備等を行うことができる。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 感染性の疾病があると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者

(3) 秩序を乱し、又は保安上危険と認められる者

(平20条例29・一部改正)

(使用者の管理義務)

第13条 使用者は、市民会館の使用に当たってはこの条例及びこの条例に基づく規則を守り、その使用する施設及び附属設備について善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(平2条例2・一部改正)

(保安の責任)

第14条 使用者は、使用期間中入場者の整理、警備及び市民会館の設備の操作、保全、その他市民会館の使用に伴う保安の責めを負うものとする。

(職員の立入り)

第15条 市民会館の職員(以下「職員」という。)は、職務執行のため、使用中の場所に立入ることができる。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、市民会館の使用を終了したとき、又はその使用を取消されたときは、直ちにその使用場所を原状に復して職員の検査を受けなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第17条 使用者は、市民会館の設備及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(平2条例2・一部改正)

(市民会館運営委員会)

第18条 市民会館の運営及び事業について、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき石垣市民会館運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に関し、必要な事項は市長が別に定める。

(委任)

第19条 この条例の施行について、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、別に規則で定める。

(昭和61年規則第5号で昭和61年6月3日から施行)

附 則(平成2年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(使用許可に関する経過措置)

- 2 改正後の石垣市民会館の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定はこの条例施行日(以下「施行日」という。)以後の使用許可にかかわる使用料について適用し、施行日前の使用許可にかかわる使用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成3年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(使用許可に関する経過措置)

- 2 改正後の石垣市民会館の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定はこの条例施行日(以下「施行日」という。)以後の使用許可にかかわる使用料について適用し、施行日前の使用許可にかかわる使用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成8年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(使用許可に関する経過措置)

- 2 改正後の石垣市民会館の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定はこの条例施行日(以下「施行日」という。)以後の使用許可にかかわる使用料について適用し、施行日前の使用許可にかかわる使用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成18年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(使用許可に関する経過措置)

- 2 改正後の石垣市民会館の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定はこの条例施行日(以下「施行日」という。)以後の使用許可にかかわる使用料について適用し、施行日前の使用許可にかかわる使用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

(平11条例1・全改、平18条例11・一部改正)

1 施設使用料

種別	区分		使用料 単位：円						
			午前9時 ～12時	午後13時 ～17時	夜間18時 ～22時	昼間9時 ～17時	昼夜間13 時～22時	全日9時 ～22時	
大ホール (楽 屋等	入場料を徴収しな い場合	平日	12,000	24,000	29,900	35,600	52,100	59,200	
			8,400	16,900	20,900	24,900	36,500	41,500	
		土・日曜 祝祭日	17,100	32,100	37,300	46,200	65,100	78,000	
			12,000	22,500	26,100	32,400	45,600	54,600	
の附 帯施 設を 徴収 する 含 む。)	1,000円未満	平日	17,200	34,800	42,500	51,000	73,500	85,500	
			12,000	24,400	29,800	35,700	51,500	59,900	
		土・日曜 祝祭日	23,300	45,000	55,200	65,400	95,500	112,400	
			16,300	31,500	38,700	45,800	66,800	78,700	
		1,000円以上	平日	22,900	46,700	56,900	67,000	97,400	113,100
				16,100	32,700	39,800	47,000	68,200	79,200
	土・日曜 祝祭日	30,300	59,500	74,300	85,700	128,900	150,300		
		21,300	41,600	52,000	60,000	90,200	105,300		
	2,000円以上	平日	27,500	55,200	67,500	79,800	115,500	135,200	
			19,300	38,700	47,300	55,900	80,900	94,700	
		土・日曜祝 祭日	36,000	70,900	88,200	101,900	152,700	179,300	
			25,100	49,700	61,800	71,300	106,900	125,500	
中ホ ール (楽 屋等	入場料を徴収しな い場合	平日	5,000	10,000	13,700	14,200	22,300	27,300	
			7,000	11,800	15,900	17,900	26,400	32,800	
		祝祭日							
	入場料を徴収する 場合(会費制を含 む。)	平日	5,900	11,900	16,300	17,000	26,500	32,500	
			8,300	14,000	18,900	21,300	31,400	39,000	
		土・日曜 祝祭日							

む。)							
会議室(附帯備品を含む。)	1,100	1,500	1,900	2,400	3,100	4,100	
展示室(附帯備品を含む。)	1日につき 2,000円						
厨房・食堂	石垣市使用料条例(昭和47年石垣市条例第45号)に定めによる。						

備考

- (1) 大ホール使用料で区分中(平日及び土・日曜祝祭日)上段は本舞台、又は本舞台と前舞台をあわせ使用する場合、下段は前舞台のみを使用する場合の料金とする。
- (2) 大ホール使用日の前日において準備及び舞台稽古のために使用する場合は当該使用料の5割減額とし、それ以外は入場料を徴収しない場合の料金とする。

2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
舞台道具	1回1点につき	2,300円以内で市長が定める額
音響器具	1回1点につき	2,300円以内で市長が定める額
照明器具	1回1点につき	1,000円以内で市長が定める額
映写機	1回1点につき	3,500円以内で市長が定める額
ピアノ	1回1点につき	6,600円以内で市長が定める額
その他	1回1点につき	800円以内で市長が定める額

3 超過料金

使用時間を超過して使用する場合は、1時間(30分未満は切捨て30分以上は1時間とみなす。)を限度として次の使用料を徴収する。

- (1) 12時～13時までの1時間については午前使用料の3分の1の額
- (2) 17時～18時までの1時間については午後使用料の3分の1の額
- (3) 22時～23時までの1時間については夜間使用料の3分の1の額

4 冷房料金

冷房料金は、次のとおりとする。

大ホール 1時間につき7,000円

中ホール 1時間につき3,000円

会議室 1時間につき300円

展示室 1時間につき1,000円

5 営利・宣伝を目的とする使用

商業宣伝、若しくは営利、又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

大ホール 入場料を徴収する場合の2,000円以上の使用料区分欄を適用

中ホール 当該使用料の20割額

会議室 当該使用料の20割額

展示室 当該使用料の20割額

6 使用料の算定において、100円未満の端数が生じたときはこれを切上げ100円とする。